

保証制度		担保の有無	区分①	区分②	区分③	区分④	区分⑤	区分⑥	区分⑦	区分⑧	区分⑨	
一般保証												
協会制度保証	手形貸付根保証	無担保 有担保										
	事業用車両ローン保証											
	商工貯蓄共済融資保証											
	商工団体特別保証											
	特定社債保証		2.20 (1.90)	2.00 (1.75)	1.80 (1.55)	1.60 (1.35)	1.35 (1.15)	1.10 (1.00)	0.90 (0.80)	0.70 (0.60)	0.50 (0.45)	
	特定信用状関連保証		2.10 (1.80)	1.90 (1.65)	1.70 (1.45)	1.50 (1.25)	1.25 (1.05)	1.00 (0.90)	0.80 (0.70)	0.60 (0.50)	0.40 (0.35)	
	季節資金保証											
	風俗営業飲食保証											
	経営承継関連保証											
	中小企業承継事業再生関連											
	一括支払契約保証											
	予約保証			—	(1.90)	(1.75)	(1.55)	(1.35)	(1.15)	(1.00)	(0.80)	(0.60)
	予約保証(小口零細企業保証)			—	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70
	メガビック保証		無担保	(1.85)	(1.70)	(1.50)	(1.30)	(1.10)	(0.95)	(0.75)	(0.55)	(0.40)
	マルチビック保証		無担保	2.20 (1.90)	2.00 (1.75)	1.80 (1.55)	1.60 (1.35)	1.35 (1.15)	1.10 (1.00)	0.90 (0.80)	0.70 (0.60)	0.50 (0.45)
プレミアムサポート保証	無担保	2.20 (1.90)	2.00 (1.75)	1.80 (1.55)	1.60 (1.35)	1.35 (1.15)	1.10 (1.00)	0.90 (0.80)	0.70 (0.60)	0.50 (0.45)		
当座貸越根保証 * 1												
事業者カードローン当座貸越根保証 * 1	無担保 有担保	1.87 (1.62) 1.77 (1.52)	1.70 (1.49) 1.60 (1.39)	1.53 (1.32) 1.43 (1.22)	1.36 (1.15) 1.26 (1.05)	1.15 (0.98) 1.05 (0.88)	0.94 (0.85) 0.84 (0.75)	0.77 (0.68) 0.67 (0.58)	0.60 (0.51) 0.50 (0.41)	0.43 (0.39) 0.33 (0.29)		
手形割引根保証 * 1												
長期経営資金保証	有担保	2.10 (1.80)	1.90 (1.65)	1.70 (1.45)	1.50 (1.25)	1.25 (1.05)	1.00 (0.90)	0.80 (0.70)	0.60 (0.50)	0.40 (0.35)		
求償権消滅保証	無担保 有担保	2.20 2.10	2.00 1.90	1.80 1.70	1.60 1.50	1.35 1.25	1.10 1.00	0.90 0.80	0.70 0.60	0.50 0.40		
小口零細企業保証 * 2	無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
特別小口保証	無担保							0.90	0.70	0.50		
流動資産担保融資保証	有担保							0.85 (0.68)				
資金繰り円滑化借換保証 * 2	無担保 有担保	2.20 (1.90) 2.10 (1.80)	2.00 (1.75) 1.90 (1.65)	1.80 (1.55) 1.70 (1.45)	1.60 (1.35) 1.50 (1.25)	1.35 (1.15) 1.25 (1.05)	1.10 (1.00) 1.00 (0.90)	0.90 (0.80) 0.80 (0.70)	0.70 (0.60) 0.60 (0.50)	0.50 (0.45) 0.40 (0.35)		
経営安定関連保証1号～6号	無担保 有担保							0.90				
経営安定関連保証7号・8号	無担保 有担保							0.90 (0.75)				
公害防止保証												
エネルギー対策保証												
海外投資関係保証												
新事業開拓保証 * 3												
商店街整備等支援関連保証												
伝統的工芸品支援関連保証												
特定事業活動等関連保証						1.25 (1.15)						
エネルギー使用合理化事業活動関連保証						1.15 (1.05)						
小規模事業者支援関連保証												
特定新技術事業活動関連保証 * 4												
特定中小企業再生支援関連保証												
周辺地域整備関連保証 * 7												
農商工等連携支援関連												
商店街活性化支援関連												
条件変更対応保証	無担保 有担保							0.88				
下請振興関連保証	有担保							0.70 (0.56)				
事業再生保証	無担保 有担保							2.20				
事業再生円滑化関連保証	無担保 有担保							2.20 (1.76)				
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証 * 5	無担保 有担保							0.65 0.75				
災害関係保証	無担保 有担保							0.90				
創業関連保証												
再挑戦支援保証	無担保							0.90				
創業等関連保証												
その他信用保険上の特例保証(別紙1)	無担保 有担保							0.90 (0.75)				
内、新事業開拓保険に付すもの * 3	無担保 有担保							1.25 (1.15) 1.15 (1.05)				
内、流動資産担保保険に付すもの	有担保							0.75 (0.68)				
山梨県商工業振興資金 * 6	無担保 有担保	2.20 (1.90) 2.10 (1.80)	2.00 (1.75) 1.90 (1.65)	1.80 (1.55) 1.70 (1.45)	1.60 (1.35) 1.50 (1.25)	1.35 (1.15) 1.25 (1.05)	1.10 (1.00) 1.00 (0.90)	0.90 (0.80) 0.80 (0.70)	0.70 (0.60) 0.60 (0.50)	0.50 (0.45) 0.40 (0.35)		
小規模企業サポート融資 * 6	無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
甲府市中小企業振興融資 * 6	無担保 有担保	2.20 (1.90) 2.10 (1.80)	2.00 (1.75) 1.90 (1.65)	1.80 (1.55) 1.70 (1.45)	1.60 (1.35) 1.50 (1.25)	1.35 (1.15) 1.25 (1.05)	1.10 (1.00) 1.00 (0.90)	0.90 (0.80) 0.80 (0.70)	0.70 (0.60) 0.60 (0.50)	0.50 (0.45) 0.40 (0.35)		
富士吉田市融資制度 * 6	無担保 有担保	2.20 (1.90) 2.10 (1.80)	2.00 (1.75) 1.90 (1.65)	1.80 (1.55) 1.70 (1.45)	1.60 (1.35) 1.50 (1.25)	1.35 (1.15) 1.25 (1.05)	1.10 (1.00) 1.00 (0.90)	0.90 (0.80) 0.80 (0.70)	0.70 (0.60) 0.60 (0.50)	0.50 (0.45) 0.40 (0.35)		
小規模企業者小口資金	無担保	2.20 (1.90)	2.00 (1.75)	1.80 (1.55)	1.60 (1.35)	1.35 (1.15)	1.10 (1.00)	0.90 (0.80)	0.70 (0.60)	0.50 (0.45)		
市町村小口資金												

(注1) 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分から第9区分の範囲で料率を決定する。なお、区分対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率を適用する。

- ① 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていないものであって、貸借対照表及び損益計算書のないもの。
- ② 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がないもの。
- ③ 同一の事業を営む複数のものであって、金融機関からの借り入れ(無担保保証(一般関係)、普通保証(同))に係る連帯債務を負担するもの。

(注2) 責任共有制度要綱(平成18・09・12中庁第2号)に基づき金融機関が一定の負担を行う保証は、( )内の「責任共有保証料率」を適用する。

(注3) 「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認を行っていることを示す書類を提出された事業者、又は、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を提出された事業者については、0.1%表示料率より引き下げる。

(注4) 特別小口保証に付すものは、特別小口保証の保証料率を適用する。

- \* 1 確定させ期限延長する場合、一般保証の保証料率を適用する。
- \* 2 信用保険上の特例保証を利用する場合は、当該特例保証の料率を適用する。
- \* 3 担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であって、その合計額が5千万円以下の場合0.9%。
- \* 4 担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であって、その合計額が7千万円以下の場合0.9%。  
但し、担保(保証人(法人の代表者を除く)の保証を含む)を提供させない保証であって、その合計額が2千万円以下の場合は、平成10年12月24日から「破綻金融機関等の融資先である中堅企業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」が終了する日迄の間に限り本欄を適用する。
- \* 5
- \* 6 協会制度保証を利用する場合は、当該制度保証の保証料率を適用する。

## (別紙1) その他信用保険上の特例保証

労働力確保関連保証

中小小売商業関連保証

特定研究開発等関連保証

地域伝統芸能等関連保証

流通業務総合効率化関連保証

中心市街地商業等活性化関連保証

中心市街地商業等活性化支援関連保証

経営革新関連保証

経営基盤強化関連保証

経営資源活用関連保証

異分野連携新事業分野開拓関連保証

地域新事業創出関連保証

地域産業集積関連保証

農商工等連携事業関連保証

商店街活性化事業関連保証

地域産業資源活用事業関連保証

「別表2」

(年率)

保証制度	区分①	区分②	区分③	区分④	区分⑤	区分⑥	区分⑦	区分⑧	区分⑨
<b>一括支払契約保証</b>									
保証割合 70%	1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35
保証割合 65%	1.43	1.30	1.17	1.04	0.88	0.72	0.59	0.46	0.33
保証割合 60%	1.32	1.20	1.08	0.96	0.81	0.66	0.54	0.42	0.30
保証割合 55%	1.21	1.10	0.99	0.88	0.74	0.61	0.50	0.39	0.28
保証割合 50%	1.10	1.00	0.90	0.80	0.68	0.55	0.45	0.35	0.25

\* 有担保の場合は、上記料率から0.1%を割引します。